

中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する 進捗状況の概要

1. 進捗状況の確認方法について

政府関係機関の地方移転に関する取組については、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月まち・ひと・しごと創生本部決定）及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（同年 9 月同本部決定、以下「今後の取組について」）」に基づき、中央省庁 7 省庁、研究機関・研修機関等 23 機関 50 件に関する取組が行われており、同本部は、その進捗を適切に点検し着実な実施を図ることとされている。

それを受け、政府関係機関移転に関する有識者懇談会（第 1 回）（平成 29 年 10 月）において、政府関係機関の地方移転に関する取組の進捗状況のフォローアップは、各機関および移転先の地方自治体等から進捗状況の報告を受け、移転による効果等についてフォローアップすることとされ、政府関係機関移転に関する有識者懇談会（第 2 回）（平成 30 年 11 月）より、これを開始したところ。

第 5 回政府関係機関移転に関する有識者懇談会（令和 4 年 3 月 8 日）以降、令和 4 年 10 月～12 月を中心に実施した実態調査の結果等から、以下のとおり概要を報告する。

2. 中央省庁の地方移転の進捗状況

(1) 文化庁の京都府移転について

ア) 移転の取組の方向性（平成 28 年度決定事項）

- ① 今年度実施の ICT 実証実験及び来年度実施する先行移転を通して、遠隔地の部局との連携の方法や課題について検証を行う。
- ② 京都・関西の官民の協力を得て、文化庁の京都移転の具体的メリットを示し、国民の理解を得るため、平成 29 年度に、文化庁の一部の先行移転として、「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置する。国として必要な予算・機構定員を確保しつつ、京都側の連携協力を得て、30 人程度の体制を構築し、食を含む生活文化等の地域の文化芸術資源と産業界・大学等との連携により地方創生や経済活性化を促進する拠点形成事業や、文化財を活かした総合的な観光拠点の形成や、伝統文化・生活文化を活かした広域文化観光の実現にかかるモデル事業、2017 年の東アジア文化都市に指定された京都市の人的交流・文化協力を促進させる事業、政策調査研究機能の充実等を進める。
- ③ ②と並行して、「施策・事業の執行業務及びそれと密接不可分な政策の企画・立案業務」と「政策の企画・立案などで東京で行う必要のある業務」の分離等を検討し、機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正案等を、平成 30 年 1 月からの通常国会を目途に提出する。これにより新たな政策ニーズに対応できる「新・文化庁」の体制の構築を図るとともに、業務に一時の停滞も来さないよう、まず既存の場所で運用し、その上で、最終的には、京都と東京との分離で必要となる組織体制を整備しつつ、円滑に移転を実施する。なお、抜本的な組織改編の検討と並行して、移転場所、移転費用、移転後の経常経費への対応及び文化関係独立行政法人の在り方について、「文化庁の移転の概要について」に基づき、検討を進める。

（「今後の取組について」より抜粋）

イ) これまでの進捗状況

平成 29 年 4 月に、先行移転として「地域文化創生本部」を京都に設置し、同年 7 月には、文化庁移転協議会（第 4 回）において、移転場所や本格移転後の組織体制の大枠を決定した。

さらに平成 30 年には、文部科学省設置法の改正等を踏まえ、また、京都移転を見据え、文化庁の機能強化を図り、抜本的な組織改編を行った。

加えて、令和元年 10 月及び 11 月には京都（地域文化創生本部）と東京（文化庁本庁）を、令和 2 年 10 月及び 11 月には京都（地域文化創生本部）を会場として、テレビ会議システムやウェブ会議システム等を活用しながら、本格移転にむけた課題等を洗い出し検討するため、シミュレーションを実施した。

このほか、職員の住環境の確保や家族に対する教育・保育等を含めた福利厚生への適切な配慮等、地元の協力も得つつ、円滑な移転に向けて準備を着実に進めている。

また、京都府において、令和 2 年 5 月より移転先庁舎の整備工事に係る工事業者との契約を締結し、工事を進めているところ、令和 3 年 8 月、京都府より、工期を更に 5 ヶ月延伸し、令和 4 年 12 月下旬の竣工を目指すことが示された。

これを受け、文化庁移転協議会において、移転後の文化庁の中核となる組織は、令和 5 年 3 月中に京都への引越しを行い、令和 4 年度中の業務開始を目指し、その他の組織は、同年 5 月初旬の大型連休を活用しつつ、可及的速やかに移転を進めることを目指すと決定した。

令和 4 年 5 月に岸田内閣総理大臣が文化庁の京都移転準備状況等視察後の記者会見において、令和 5 年 3 月 27 日に、文化庁長官を始め京都の新しい文化庁での業務を開始し、大型連休明けの 5 月 15 日には職員の大半が移転することを目指すことを表明した。

令和 4 年 12 月 28 日に京都府における庁舎工事が竣工し、令和 5 年 1 月 4 日より文化庁の執務環境を整えるための工事等が開始した。3 月上旬に工事及び什器等の搬入が終了している。

(2) 消費者庁の徳島県移転について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

- ① 「消費者行政新未来創造オフィス (仮称)」を平成 29 年度に開設する。
同オフィスは、消費者庁及び (独) 国民生活センターの職員のほか、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とする。さらに徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。また、長官をはじめ消費者庁幹部が定期的に滞在し、同オフィスの成果を消費者行政全体の発展につなげる。平成 29 年度において、同オフィス開設のために必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。
- ② (独) 国民生活センターについては、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島独自の研修も実施する。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
- ③ 「消費者行政新未来創造オフィス (仮称)」の取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、3年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。検証・見直しは、今後の徳島県を中心とする交通・通信網、消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク及び政府内の各府省庁共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、同オフィスの設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。
- ④ 消費者委員会については、消費者庁や (独) 国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、提言・助言を行う。その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行う。上記 3 年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から、意見を述べる。

(「今後の取組について」より抜粋)

イ) これまでの進捗状況

平成 29 年 7 月に「消費者行政新未来創造オフィス」（以下「オフィス」という）を徳島に開設し、政策の分析・研究、実証実験等のプロジェクトを試行し、成果をあげてきた。

令和元年 5 月には、消費者委員会より、オフィスにおける消費者庁及び（独）国民生活センターによる取組は消費者行政の進化に寄与するものである一方で、（独）国民生活センターの取組については見直しが必要である旨の報告書が公表された。

令和元年 6 月には、これらを踏まえ「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、以下のことが記載された。

「「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」（抜粋）
消費者庁については、〜〜省略〜〜この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を 2020 年度に発足させるために必要な調整を進め、消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」を踏まえ、消費者庁は、令和 2 年 7 月に徳島県に恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」を設置した。また、消費者委員会による上記報告書を踏まえ、（独）国民生活センターは、研修事業について内容やコース数を見直す等の必要な見直しを行った。

消費者庁新未来創造戦略本部では、新たに審議官級を現地の統括者とし、モデルプロジェクト・政策研究等の実施により、消費者行政を更に進化させるとともに地方創生への貢献も目指していく。

新未来創造戦略本部設置（令和 2 年 7 月）以降の主な取組は、以下のとおり。

1) 全国展開を見据えたモデルプロジェクト

徳島県等の実証フィールドを活用した先駆的な取組の試行や施策効果の検証を通じて、全国での施策の展開を見据えたモデルプロジェクトを実施。

（参考）モデルプロジェクトの件数 令和 3 年度 11 件

2) 消費者政策の研究

消費者政策の中核的な研究部門として、新未来創造戦略本部に設置した国際消費者政策研究センターにおいて、様々な研究を実施。

(参考) 政策研究の件数 令和3年度 9件
上記のほか、新たな国際業務の拠点としての国際的な取組等を推進。

(3) 総務省統計局の和歌山県移転について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

- ① 総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成 30 年度から実施する。平成 29 年度には、先行的な取組として、和歌山県の協力を得て、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする産学官が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施し地方創生の実現に寄与するとともに、高度な情報セキュリティを確保しつつ利便性の高いかたちで統計マイクロデータを提供し利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。
- ② (独) 統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行うため、平成 29 年度から必要な予算を確保すべく、調整を進める。
(「今後の取組について」より抜粋)

イ) これまでの進捗状況

平成 30 年 4 月に和歌山県に開設した総務省統計局・独立行政法人統計センター「統計データ利活用センター」により、主に以下の取組が進められている。

1) 統計マイクロデータの提供

平成 30 年 4 月より、統計マイクロデータ活用の新たな仕組みであるオンサイト施設を運営、統計マイクロデータ提供の試験運用を開始。令和元年 5 月に改正統計法を施行し、本格運用を開始。

全国の大学や研究機関に対してオンサイト施設の普及を推進。(新規設置数：令和 3 年度 5 施設)

2) データサイエンス・EBPM に資する統計データ利活用推進・支援

和歌山県とデータ利活用の先進事例を創出するための共同研究を実施するとともに、地方公共団体への統計データ利活用支援サイト (Data StaRt) を構築する等、データサイエンス・EBPM に資する統計データ利活用を推進。

地方公共団体への統計データ利活用支援サイト (Data StaRt) にはデータ利活用の先進事例を掲載し、地方公共団体を情報面から支援。(追加掲載数：令和 3 年度 90 件)

また、令和 4 年度は新たに課題を抱える地方公共団体とデータの高度

利用が可能な専門家とのマッチングを行い、共同チームで課題解決に取り組む研究会（EBPM ブートキャンプ）を開催し、地方公共団体の EBPM 実践を支援。

さらに、データ駆動型社会の到来と ICT の進展の中で企業の DX への取組を通じ、今後の公的統計の将来を展望し、統計データ利活用センター及び和歌山県データ利活用推進センターの意義を広く発信するためのシンポジウムを開催。

3) 統計データ利活用に関する人材育成

EBPM に資する公務員向け研修会の実施・研修会への講師派遣（令和 3 年度 15 件）、ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ活用のセミナーの開催（令和 3 年度 1 回）等、データサイエンススキルの裾野を広げる取組を展開。

(4) 特許庁（(独)工業所有権情報・研修館）の大阪府移転について

ア) 移転の取組の方向性（平成 28 年度決定事項）

大阪をはじめ近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図る。このため、平成 29 年度に、近畿地方の 7 府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点（仮称）」を、大阪市内の交通至便地に設置する。このため、必要な予算を確保すべく、調整を進める。

（「今後の取組について」より抜粋）

イ) これまでの進捗状況

平成 29 年 7 月に大阪に開所した（独）工業所有権情報・研修館 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）により、近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図っており、主に以下の取組が進められた。

1) 知的財産に関する高度・専門的な支援

知財戦略エキスパート（企業 0B）が、近畿圏の中堅・中小企業等を直接訪問し、海外への事業展開に先駆けた知財対策や情報管理対策、知財戦略の構築・推進に関する取組のサポートを実施。（令和 3 年度：541 件）

2) 高度検索用端末による産業財産権情報の提供

特許庁の審査官が使用する機器とほぼ同等の機能を備えた検索用端末を設置し、情報提供サービスを充実。常駐の検索指導員により、端末の操作方法や検索方法のきめ細かなサポートを実施。（令和 3 年度：361 件）

3) 知財戦略の理解増進のための講座・セミナーの開催

知財戦略エキスパート（企業 0B）が講師となり、地域の支援機関や関係機関と連携し、事業の様々なシーンにおける知財活用と知財リスク低減に関する講座やセミナーを開催。（令和 3 年度：28 件）

4) INPIT-KANSAI 開設 5 周年記念フォーラム

開設 5 周年を迎えたことから、令和 4 年 12 月 19 日に「INPIT-KANSAI 開設 5 周年記念フォーラム」を開催した。本フォーラムでは、令和 7 年に予定されている大阪・関西万博に向けて、関西地域のイノベーションの創出や地域活性化の動きが活発化していることを受け、「万博と知財で共に創る

関西の未来」をテーマに、これからの中小企業やスタートアップ企業にとって必要なアクションについて、有識者による基調講演や、企業の取組事例等を紹介するなど知的財産活動への理解を深めた。

(5) 中小企業庁の大阪府移転について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向け、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する。具体的には、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成 29 年度に、地域経済に関する多様な情報を一元的に集約・管理し、中小企業庁に適時・適切に情報を伝達すること等を通じて、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

(「今後の取組について」より抜粋)

イ) これまでの進捗状況

平成 29 年 4 月に近畿経済産業局 (大阪府) に中小企業政策調査課を設置し、同課により、主に以下の取組が進められた。

- 1) 「1000 社訪問プロジェクト」による近畿圏の中小企業等への訪問
地域中小企業の実態を把握するため、局職員が中小企業等を訪問。(令和元年度：855 社訪問、令和 2 年度：1032 社訪問、令和 3 年度 1,059 社訪問)
※令和 2 年 2 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、訪問中止となった企業が多数あった。
- 2) 「関西企業フロントライン」のとりまとめ・公表
「1000 社訪問プロジェクト」等で実施した、企業ヒアリングをベースに 中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロントライン』をとりまとめ公表した。(令和元年度：5 回公表、令和 2 年度：3 回公表、令和 3 年度 3 回公表)
- 3) 「関西おもしろ企業事例集～企業訪問から見える新たな兆：KIZASHI～」のとりまとめ・公表
令和元年度より、特に意欲的に新しいことにチャレンジしている中小企業や新たなビジネスの兆しが見られる事例に着目した事例集を作成し、公表した。(令和元年度：8 回公表、令和 2 年度：4 回公表、令和 3 年度 5 回公表)

(6) 観光庁移転について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

2020 年に訪日外国人旅行者数を 4000 万人とする等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化の取組の推進のため、地域ごとに異なる課題解決や地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。このため、関係省庁の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を新たに設置・運営することとし、平成 28 年内に準備会を発足させ、平成 29 年度当初から運営できるように準備を進めるとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において、そのために必要な体制の充実・強化を図る。

(「今後の取組について」より抜粋)

イ) これまでの進捗状況

観光庁により、これまでに主に以下の取組が進められた。

1) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の開催

平成 29 年度から令和 3 年度末までに全国 10 のすべての地方ブロックにおいて関係省庁の支分部局等がメンバーの「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を各 6 回開催し、各地方ブロックにおいて観光産業の課題等を共有している。

2) 各地方運輸局観光部における組織体制の強化

全国の地方運輸局に、観光推進専門の職員を配置している。

令和 3 年 4 月には関東及び中部運輸局に各 2 名、北海道、東北、北陸信越、近畿、中国、四国及び九州運輸局に各 1 名、計 11 名の定員を新たに措置した。

(7) 気象庁移転について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化するため、津地方気象台は、三重県と共同で平成 28 年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。また、災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。さらに、みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。

(「今後の取組について」より抜粋)

イ) これまでの進捗状況

気象庁により、これまでに主に以下の取組等が進められた。

1) 「タイムライン」の策定支援

平成 28 年 12 月に県と共同で「県防災施策に関する研究会」を設置し、「三重県版タイムライン」策定を支援し、平成 30 年度から本運用を開始。

2) 三重県との人事交流

気象台職員を平成 30 年度から三重県に駐在派遣している（平成 30 年度及び令和元年度はみえ防災・減災センターに駐在、令和 2 年度は三重県防災対策部防災企画・地域支援課に駐在、令和 3 年度以降は三重県防災対策部災害対策課に駐在）。なお、令和 2 年度からは、三重県からも職員が気象庁総務部企画課に駐在派遣されている。

3) 「みえ防災・減災センター」との連携

みえ防災・減災センターと共同し、自然災害に関するシンポジウム、市町防災担当職員研修等を実施。また、気象庁が進めている「気象防災ワークショップ」を同センターの協力を得て実施。(令和 3 年度：10 回)

4) 三重県教育委員会との連携

県教育委員会が実施する防災教育・防災対策に関する研修会等に気象台職員を派遣。(令和 3 年度：0 回)

5) 県災害対策本部への職員派遣

平成 28 年 12 月に気象台職員の県災害対策本部への派遣に関する合意書を交わし、平成 29 年以降、台風接近時に連絡調整のために職員を派遣。

(令和3年度までに合計9回)

6) 週末の天気や大雨(大雪)の見通しの解説

平成31年に気象台に設置された「三重県防災TV会議システム」を活用し、令和元年度末から、毎週末や大雨等が予想される場合に、県に対し気象解説を実施。解説に用いた資料は別途県や市町にもメール共有を行っている。(「大雨(大雪)の見通し」の解説回数、令和3年度29回)

3. 研究機関・研修機関等の地方移転の進捗状況

研究機関・研修機関等の取組に関しては、年次プランに基づき進捗状況に関するフォローアップ（令和5年3月10日時点、詳細は別紙1）を、また、第1回懇談会において設定したモニタリング指標に基づき地方創生上の効果に関するフォローアップ（令和3年度末時点、詳細は別紙2）を実施。

（1）研究機関の移転（13機関32件）について

ア）年次プランに基づく進捗状況のフォローアップ

1) 拠点の設置・整備（年次プランでの位置づけは22件）

令和3年度末時点では22件中21件が取組開始済みとなっていたが、令和5年3月10日時点では22件が取組開始済み。

2) 協議会等の体制整備（年次プランでの位置づけは20件）

平成30年度末時点より全件取組開始済み。

3) 人材育成支援・技術協力等の開始（年次プランでの位置づけは12件）

平成29年度末時点より全件取組開始済み。

4) 共同研究・研究連携等の開始（年次プランでの位置づけは26件）

平成30年度末時点より26件中25件が取組開始済み。残る1機関については未定となっている。

イ）モニタリング指標に基づく地方創生上の効果のフォローアップ

		H29	H30	R1	R2	R3
移転機関の連携者数（単位：機関）※1 （共同研究・試験等のための連携者数）		195	206 ↑	216 ↑	188 ↓	186 ↓
移転先の職員 配置数（単位：人）	正規職員	80	85 ↑	103 ↑	180 ↑	173 ↓
	任期付職員	75	81 ↑	85 ↑	72 ↓	66 ↓
	非常駐職員※2	36	47 ↑	56 ↑	94 ↑	95 ↑
	合計	191	213 ↑	244 ↑	346 ↑	334 ↓
共同研究のテーマ数（単位：個）		84	97 ↑	116 ↑	99 ↓	59 ↓
共同研究の予算額合計（単位：千万円）※3		111	113 ↑	111 ↓	44 ↓	50 ↑

※1：「民間企業等」として一括りにして「1」とカウントしている機関もある。

※2：兼任や併任、クロスアポイントメントなどの勤務形態を持つ者。

※3：共同研究の予算額を公開していない機関もある。

(参考) 研究開発法人の中期計画等における移転の取組の記載状況の概要

デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、移転の取組を行っている研究開発法人について、各々の機関が自ら PDCA を回し、移転の取組が滞りなく進むように、年次プランの作成だけでなく、研究開発法人の中期目標や中期計画に各々の移転の取組を明記するよう求めてきたところ。

令和 5 年 3 月 10 日時点で、移転の取組が中期目標や中期計画に明記されているものは、30 件中 11 件となっている（詳細は別紙 3）。

なお、各目標・計画に記載のない法人については、引き続き、各々の移転の取組を明記するよう求めていく。

(2) 研修機関等の移転 (11 機関 18 件) について

ア) 年次プランに基づく進捗状況のフォローアップ

1) 拠点の設置・整備 (年次プランでの位置付けは 7 件)

令和 2 年度末時点より全件取組開始済み。

2) 研修等を開始 (年次プランでの位置付けは 17 件)

平成 30 年度末時点より全件取組開始済み。

イ) モニタリング指標に基づく地方創生上の効果のフォローアップ

		H29	H30	R1	R2	R3
研修の参加人数 (単位：人)	研修受講者	1,399	1,290 ↓	1,197 ↓	609 ↓	849 ↑
	講師・引率等	495	486 ↓	476 ↓	136 ↓	146 ↑
	合計	1,894	1,776 ↓	1,673 ↓	745 ↓	995 ↑
研修等のテーマ数 (単位：個)		28	26 ↓	28 ↑	17 ↓	17 →
移転先の 職員配置数 (単位：人)	正規職員	10	10 →	11 ↑	5 ↓	10 ↑
	任期付職員	1	1 →	1 →	7 ↑	4 ↓
	非常駐職員	13	14 ↑	16 ↑	20 ↑	19 ↓
	合計	24	25 ↑	28 ↑	32 ↑	33 ↑

4. 中央省庁、研究機関・研修機関等の移転に関する総括的評価について

政府関係機関の地方移転の取組について、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月閣議決定）においては、「有識者からの意見も考慮しつつ、政府においてフォローアップを引き続き進めるとともに、その結果を踏まえ、2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う」こととされている。

この総括的評価に向け、引き続きフォローアップを行うとともに、令和3年度には、移転の基本的視点※を元に評価指標等評価方針の詳細を検討、「政府関係機関移転総括的評価方針」を取りまとめた。

また、令和4年度には上記方針に基づく、実態把握に向けた調査方法や調査結果を踏まえた評価方法の詳細、評価方針の更新などについて検討を行っている。

※ 移転の基本的視点（「政府関係機関移転基本方針」より抜粋）

（1）地方創生の視点

地方移転が、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

（2）国の機関としての機能確保の視点

地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか。

（3）移転費用等の視点

- ① 地方移転によって、過度な費用の増大や組織肥大化にならないか。
- ② 地元の協力・受入体制が整っているか。